

R7/10月村尾事務所ニュース

村尾経営労務研究所・行政書士村尾事務所
労働保険事務組合 高松北部労務協会
〒760-0007 高松市中央町8-10

TEL087-835-1477 FAX835-1496

官庁申請代行・人事労務～頑張る企業支援～
健保・厚生年金保険・労災・雇用保険
産廃・建設許可、入札指名願、経営審査
各種助成金申請等 官庁申請手続 給与計算
就業規則等諸規程整備、労務諸制度、
労働紛争解決手続代理 行政不服申立

残暑お見舞い申し上げます

暦の上では秋とはいえ 連日の猛暑です
水分の補給お忘れなく、ご自愛ください

訂正

香川県の最低賃金は、
令和7年10月18日からの改正

時間額 970円→1,036円 です。

この最低賃金は、臨時やパートを含むすべての労働者に適用されます。

1. 最低賃金の対象となる賃金

(下記賃金を除外した通常の労働時間、労働日に対応する賃金)

- ①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ②1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金（〇〇手当、賞与など）
- ③時間外・休日・深夜割増賃金
- ④精勤手当、通勤手当及び家族手当

2. 賃金形態（1円未満の端数は四捨五入）

- ①時間給——時間給
- ②日額—— 日額÷所定労働時間
- ③月額—— 月額÷月平均所定労働時間

3. 最低賃金の適用除外労働者

(適用除外許可申請を3部 監督署へ提出)

- ①精神又は身体の傷害により著しく労働能力の低い者
- ②試の使用期間中の者
- ③職業能力促進法に基づく認定職業訓練を受ける者のうちの一定のもの
- ④イ 軽易な業務に従事する者（物の片付、清掃等の所属事業場本来の業務以外の軽易な業務）
 - ロ 断続的労働に従事する者（作業時間が長く継続することなく中断を繰り返す業務）

カスハラや学生へのセクハラ 企業に対策義務づける改正法 成立

2025年6月

客の迷惑行為などのカスタマーハラスメント、いわゆるカスハラから働く人を守る対策や、就職活動中の学生などへのセクハラ対策を企業に義務づける改正法が、6月4日参議院本会議で可決・成立了。

このうち、改正・労働施策総合推進法では、カスハラの定義を、顧客や取引先、施設利用者などの言動で、それが社会通念上許容される範囲を超えたものにより雇用する労働者の就業環境が害されることとし、その対策を企業に義務づけます。

対策の具体的な内容は厚生労働省が今後指針として示すことになっていて、企業の方針を明確化して周知や啓発を行うことや、労働者からの相談体制を整備することなどが予定されています。

そして、改正・男女雇用機会均等法では、就職活動中の学生など仕事を探す求職者へのセクハラ防止に向けた対策を企業に義務づけます。

こちらも厚生労働省が今後指針を示す予定で、面談のルールなどをあらかじめ定め、相談体制の整備と周知を義務づける方向で検討しています。

この2つの改正法とともに、4日の参議院本会議では、従業員101人以上の企業に対して女性管理職比率の公表を義務づける、改正・女性活躍推進法も可決・成立了。

職場でのハラスメント対策の企業への義務づけは来年中の施行を、また女性管理職比率の公表義務づけは来年4月1日の施行をそれぞれ予定しています。